

(標準例案)

<基本協定書>

【施設名】

目 次

第1章 総 則	1
第1条 （基本協定の目的）	1
第2条 （指定管理者の指定の意義）	1
第3条 （公共性の尊重）	1
第4条 （信義誠実の原則）	1
第5条 （用語の定義）	1
第6条 （管理物件）	1
第7条 （指定期間）	1
第2章 本業務の範囲と実施条件	2
第8条 （本業務の範囲）	2
第9条 （甲が行う業務の範囲）	2
第10条 （業務実施条件）	2
第11条 （業務範囲及び業務実施条件の変更）	2
第3章 本業務の実施	2
第12条 （本業務の実施）	2
第13条 （準備行為）	3
第14条 （第三者による実施）	3
第15条 （管理施設の改修等）	3
第16条 （緊急時の対応）	3
第17条 （情報管理）	4
第18条 （暴力団の利用の排除）	4
第19条 （暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）	4
第4章 備品等の扱い	4
第20条 （甲が乙に貸与する備品等及び甲の指示に基づき乙が購入する備品等）	4
第21条 （乙が自らの意思により購入する備品等）	5
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	5
第22条 （事業計画書）	5
第23条 （事業報告書）	5
第24条 （業務実施状況の確認と改善勧告）	6
第6章 指定管理料	6
第25条 （指定管理料の支払い）	6
第26条 （賃金水準の変動に伴う対応）	6
第27条 （指定管理料の変更）	6

第7章 損害賠償及び不可抗力	7
第28条 (リスク分担)	7
第29条 (損害賠償等)	7
第30条 (第三者への賠償)	7
第31条 (保険)	7
第32条 (天災その他不可抗力の事態が生じた時の対応)	7
第33条 (天災その他不可抗力の事態によって発生した費用等の負担)	8
第34条 (天災その他不可抗力の事態による一部の業務実施の免除)	8
第8章 指定期間の満了	8
第35条 (業務の引継ぎ等)	8
第36条 (原状復帰義務)	8
第37条 (備品等の管理の引継ぎ等)	9
第9章 指定期間満了以前の指定の取消し	9
第38条 (甲による指定の取消し)	9
第39条 (乙による指定の取消しの申出)	10
第40条 (不可抗力による指定の取消し)	10
第41条 (指定期間満了時の取扱い)	10
第10章 ネーミングライツ (施設等の愛称命名権)	10
第42条 (ネーミングライツに関する乙の協力)	10
第11章 自動販売機の設置	11
第43条 (自動販売機の設置)	11
第12章 その他	11
第44条 (管轄裁判所)	11
第45条 (権利・義務の譲渡の禁止)	11
第46条 (請求、通知等の様式その他)	11
第47条 (協定の変更)	12
第48条 (解 釈)	12
第49条 (疑義についての協議)	12
別紙1 用語の定義	14
別紙2 管理物件	15
別紙3 リスク分担表	16
別紙4 賃金スライド額の算定方法	19

【施設名】の管理及び運営に関する基本協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と【相手方名】（以下「乙」という。）は、【施設名】（以下「【施設略称】」という。）の管理及び運営に関し岸和田市公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例第6条の規定に基づき次のとおり【施設略称】の管理及び運営に関する
基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（基本協定の目的）

第1条 基本協定は、甲と乙が相互に協力し、【施設略称】を適正かつ円滑に管理するため
に必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、【施設略称】の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義
は、乙の能力を活用することにより施設の設置目的を効果的に達成することにあること
を確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、【施設略称】の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う
管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、
その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って基本協定を誠実に履
行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 基本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品か
らなるものとし、その内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第7条 甲が乙を【施設略称】の指定管理者として指定する期間は、令和○年4月1日から
令和○○年3月31日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 **【施設設置条例】**第〇条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 指定管理業務

ア.

イ.

ウ.

施設設置条例の指定管理者の行う業務を記載

(2) 自主事業業務

(3)

2 前項第1号に掲げる業務の細目は、仕様書及び各年度協定書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) **【施設略称】**の目的外使用許可及びその使用料の徴収

(2) 第〇条第〇項の規定により甲が実施する管理物件の修繕業務等

(業務実施条件)

第10条 乙が指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

2 乙は、**【施設略称】**の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

4 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲及び乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、基本協定、年度協定及び関係法令等のほか、事業計画書に従って本業務を実

施するものとする。

- 2 基本協定、事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(準備行為)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 甲は、管理施設の増築、移設及び大規模改修等、資本的支出に相当する改修（以下この条において「大規模改修等」という。）を実施するときは、予め乙に通知した上で、甲の費用と責任において実施するものとする。

- 2 乙は、第1項に規定する大規模改修等以外の通常の使用に伴う日常的な修繕で1件あたり〇円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについて、各年度の年度協定で定める指定管理料の予算額の積算に含まれる修繕費（以下「修繕費の予算額」という。）の範囲内で実施するものとする。
- 3 乙が前項の規定により各年度に支出した修繕費の金額が、当該年度の修繕費の予算額に満たないときは、乙は、当該差額を次年度に繰り越して修繕費に充てることができる。
- 4 指定期間満了時において、乙が指定期間中に支出した修繕費の累計額が〇〇円（消費税及び地方消費税含む。）に満たないときは、乙は、甲が指定する期日までに、当該差額を甲に返還しなければならない。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報し

なければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第17条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙が保有する本業務にかかる情報の公開については、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。

(暴力団の利用の排除)

岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条第5号より

第18条 乙は本施設の利用許可に関して、暴力団（岸和田市暴力団排除条例（平成25年6月27日条例第35号。次条において「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、甲と協議の上、適正に処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第19条 乙は、管理業務の実施に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者（暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲が乙に貸与する備品等及び甲の指示に基づき乙が購入する備品等)

第20条 甲は、自らが所有権を有する備品等のうち指定管理業務の遂行に供するもの（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、乙に対し無償で貸与するものとする。

- 2 甲は、指定管理業務の遂行に供するため、乙に対して、指定管理料又は利用料金収入（以下「指定管理料等」という。）を原資として備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を購入するよう指示することができる。この場合において、指定期間中における当該備品等の所有権は乙に帰属するものとし、乙は、指定期間の満了をもって、当該備品等の所有権を甲に無償で譲渡するものとする。

- 3 乙は、指定管理業務の指定期間中、善良な管理者の注意をもって備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）を適正に管理しなければならない。

- 4 備品等（Ⅰ種）又は備品等（Ⅱ種）が経年劣化により指定管理業務の遂行に供することができなくなった場合、甲と乙の協議の上、甲の負担において当該備品等に代わるも

のを購入するものとする。なお、これには甲の指示により乙が指定管理料等を原資として購入する場合を含む。指定管理料等を原資として備品等（Ⅰ種）に代わるものを購入した場合、当該購入した備品等は備品等（Ⅱ種）として取り扱う。

- 5 乙は、自らの責めに帰すべき事由により備品等（Ⅰ種）又は備品等（Ⅱ種）を滅失又は毀損したときは、甲と協議の上、甲に対し、その損害を賠償し、又は乙の負担により同等の機能及び価値を有するものを補填しなければならない。
- 6 乙は、各年度の年度協定で定める指定管理料の予算額の積算に含まれる備品購入費（以下「備品購入費の予算額」という。）の範囲内で、備品を購入するものとする。
- 7 乙が各年度に支出した備品購入費の金額が、当該年度の備品購入費の予算額に満たないときは、乙は、当該差額を次年度に繰り越して備品購入費に充てることができる。
- 8 指定期間満了時において、乙が指定期間中に支出した備品購入費の累計額が〇〇円（消費税及び地方消費税含む。）に満たないときは、乙は、甲が指定する期日までに、当該差額を甲に返還しなければならない。

（乙が自らの意思により購入する備品等）

第21条 乙は、指定管理業務又は自主事業の遂行に供するため、自らの判断と負担により備品等（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）を購入することができる。この場合において、当該備品等の所有権は乙に帰属するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書）

第22条 乙は、指定管理者の指定の申請時に甲に提出した事業計画書の内容に基づき、指定期間の年度ごとに年度事業計画書を作成し、当該年度の業務開始前に甲に提出し、その内容について甲の承認を受けなければならない。

- 2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（事業報告書）

第23条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- （1）管理及び運営業務の実施状況及び施設の利用状況
- （2）【利用料金 又は 使用料】の実績
- （3）施設の管理に係る収支の状況
- （4）前3号に掲げるもののほか施設の管理及び運営実績を把握するために市長が必要と認める事項

- 2 乙は、甲が第38条から第40条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、

乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第24条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務の実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

第25条 甲は、乙に対して指定管理業務実施の対価として、各年度の予算の範囲内で指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 乙は、毎四半期始めの○日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから○日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

4 第2項に定める指定管理料のうち、光熱費は、市が設定する使用量の範囲内において年度ごとに精算するものとし、その詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(賃金水準の変動に伴う対応)

第26条 甲は指定期間中の賃金水準の一定以上の変動に応じて、人件費を変更し、各年度の指定管理料を支払うものとする。また、変動分が負の額の場合も指定管理料に反映するものとする。

2 賃金水準の一定以上の変動額（以下「賃金スライド額」という。）は、次年度の指定管理料に反映するものとする。

3 甲又は乙は、社会情勢の著しい変動等により、賃金水準の変動を指定管理料に反映することが不適当と認めた場合には、相手方に対して通知を持って協議を申し出ることができる。

4 甲及び乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

5 第2項に定める賃金スライド額の算出方法については、別紙4に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第27条 甲及び乙は、指定期間中に物価水準（賃金及び光熱水費の変動を除く）の変動により年度協定書において合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方

に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第28条 甲及び乙は、想定されるリスクについて、別紙3「リスク分担表」のとおりそれぞれ責任を負うものとする。ただし、別紙3「リスク分担表」に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第31条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

- 2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) ○○○○

(天災その他不可抗力の事態が生じた時の対応)

第32条 天災その他不可抗力の事態が生じた場合、乙は、天災その他不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に利用者の避難誘導、安全確保及び関係機関への通報等についての的確な対応措置をとり、天災その他不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧の実施は原則甲が行うこととする。ただし、乙は基本協定等に定める災害対応業務として必要に応じて応急復旧を実施する。

(天災その他不可抗力の事態によって発生した費用等の負担)

第33条 天災その他不可抗力の事態の発生に起因した事業の中止・延期に伴い乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 天災その他不可抗力の事態の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 天災その他不可抗力の事態の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

5 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧に伴い増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。(応急復旧に係る費用を含む)

(天災その他不可抗力の事態による一部の業務実施の免除)

第34条 前条第2項に定める協議の結果、天災その他不可抗力の事態の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は天災その他不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が天災その他不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第36条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の場合において、原状復帰等に要する期間は、サービスの変更・休止などにより市民等が不利益を被ることのないよう、甲と乙が協議して定めるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の管理の引継ぎ等)

第37条 乙は、指定期間の満了をもって、甲又は甲が指定する者に対し、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）の管理を速やかに引き継がなければならない。

- 2 乙は、指定期間の満了に際し、自己の責任と費用において、備品等（Ⅲ種）を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、甲と乙の協議の上、合意したときは、乙は、甲又は甲が指定する者に当該備品等の管理及び所有権を引き継ぐことができる。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3) 乙が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (4) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第19条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。
 - (11) 自らの責めに帰すべき事由により乙から基本協定締結の解除の申出があったとき
 - (12) 乙の財務状況に重大な悪化が認められたとき
 - (13) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、30日前までにその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定の取消しの理由
 - (2) 指定の取消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 乙は、第1項の規定により協定が解除されたときは、違約金として当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する指定管理業務に係る対価（指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定期間の初年度における管理業務に係る対価）の10分の1を甲に支払わなければならない。
- 5 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。
- 6 乙は、第1項の規定により期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第4項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第39条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- 2 乙が、前項の規定による申し出を行おうとするときは、その6ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 前2項により指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については甲乙協議して定める。

(不可抗力による指定の取消し)

第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了時の取扱い)

第41条 第35条から第37条の規定は、第38条から第40条の規定により指定期間満了前に基本協定が終了した場合についても、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

愛称の命名権等を導入しない施設は、第10章を削除してください。

第10章 ネーミングライツ（施設等の愛称命名権）

(ネーミングライツに関する乙の協力)

第42条 乙は、甲との契約に基づき【施設略称】に愛称決定する命名権を取得した民間事業者等（以下「命名権者」という。）が【施設略称】に愛称を付与したときは、乙が作成する【施設略称】のホームページ及び施設案内等の印刷物等において、当該愛称を表示するよう努めるとともに、本愛称の定着を図るため、【施設略称】で行われる行事の主催者及び【施設略称】を使用する関係者に対し本愛称を表示するよう協力を求めるものとする。

2 乙は、【施設略称】の利用促進のための各種催事の誘致等本業務の遂行に支障を来さない限りにおいて、前項の規定する愛称の使用及び定着に関し必要な協力を行うものとする。この場合において、甲は、必要と認めたときは、乙及び命名権者に対し必要な連絡調整を行うものとする。

3 乙は、甲との契約に基づき命名権者が行う【施設略称】の愛称の表示サイン設置及び変更に係る工事については、費用負担を含めその責任を負わないものとする。

第 11 章 自動販売機の設置

（自動販売機の設置）

第43条 乙は、【施設略称】内に自ら飲料又は氷菓子の自動販売機を設置することはできない。

2 甲が自動販売機設置事業者に自動販売機を設置させる場合、乙はこれに全面的に協力するものとする。

3 自動販売機設置に係る経費は全て自動販売機設置事業者が負担するものとするが、指定管理者は電気代の立て替え払い、釣銭やトラブル時の対応等、必要に応じて協力するものとする。

4 自動販売機の管理に関し必要な事項について、乙と自動販売機設置事業者とで協議を行い、協定書により定めることとする。

第 12 章 その他

（管轄裁判所）

第44条 基本協定に基づく訴訟に関しては、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第45条 乙は、基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（請求、通知等の様式その他）

第46条 基本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 基本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場

合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第47条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、基本協定の規定を変更することができるものとする。

(解 釈)

第48条 甲が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第49条 基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

基本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（岸和田市）

所在地 〇〇

名 称 岸和田市

代表者 〇〇

印

（〇〇部〇〇課取扱い）

乙（指定管理者）

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇

印

別紙 1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間が開始する日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う指定管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、基本協定に規定した指定管理業務以外の業務として、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「年度協定」とは、基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「指定管理業務」とは、基本協定書に規定した自主事業業務以外の業務で、指定管理料（利用料金収入を含む）の範囲において甲が乙に対して指示する業務。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設 (※詳細については、財産台帳を参照のこと。)

- ・ ○○施設
- ・ ○○施設
- ・ 敷地内の外構及び植栽
- ・ その他施設

(2) 管理物品 (※詳細については、備品台帳を参照のこと。)

1) 備品等 (I 種)

種類	数量	備考

2) 備品等 (II 種)

種類	数量	備考

賃金スライド額の算定方法

1. 対象経費

指定管理者が市に提出する収支計画書における人件費（労働基準法第11条に規定する賃金。）のうち、賃金水準の変動により影響を受ける経費（給料、賃金、賞与等）を「対象経費」とする。

なお、自主事業の実施に関する人件費は対象としない。

【参考】労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

【対象とする具体例】給料、賃金、賞与（期末・勤勉手当）、社会保険料 等

【対象としない具体例】通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金 等

※各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容や取扱いは異なり、統一的な区分は困難であることから、各指定管理者の実情に応じて適切に分類すること。

2. 適用する指標等

賃金水準を計るため、雇用形態別に下記のとおり指標を設定し、これらの指標をもとに各年度、雇用形態別における「賃金水準変動率」を算出する。

なお、指定管理施設の特性や業務内容、指定管理者の組織体制等によって被雇用者の形態は様々であり、統一的な区分は困難であることから、下記の表を標準例とし、実際の雇用形態等に応じて適切に判断するものとする。

表1 雇用形態の標準例として適用する指標

雇用形態	適用する指標
常勤職員（月給制職員） （賃金の主たる部分を月給計算している職員）	民間給与実態調査（大阪府人事委員会公表） →当該年度に公表された「職員の給与等に関する報告および勧告」における ・民間の給与（月例給） ・民間の特別給の支給割合
臨時職員（時給制職員） （賃金の主たる部分を時給計算している職員） 例：パート、アルバイト等	大阪府最低賃金（厚生労働省大阪労働局）

3. 賃金水準変動率の算出方法

雇用形態別の「賃金水準変動率」は、それぞれ上記の指標を用いて、下記の計算式により算出する。

【直近の指標の公表された年度を n 年度とした場合】

ア. 常勤職員（月給制職員）の人件費の変動率

$$\text{賃金水準変動率} = \frac{\text{【n 年度】民間の給与(月例給)} \times (\text{【12 か月】} + \text{【n 年度】民間の特別給の支給割合})}{\text{【n-1 年度】民間の給与(月例給)} \times (\text{【12 か月】} + \text{【n-1 年度】民間の特別給の支給割合})} - 1$$

イ. 非正規雇用（臨時職員相当）の人件費の変動率

$$\text{賃金水準変動率} = \frac{\text{【n 年度】大阪府最低賃金}}{\text{【n-1 年度】大阪府最低賃金}} - 1$$

※1 ア、イともに小数点第4位で四捨五入する。

※2 n 年度に公表される指標を用いて算出した「賃金水準変動率」は、n+1 年度以降の指定管理料に係る賃金スライド額を算出するために用いる。

4. 賃金スライド額の算出方法

賃金スライドの反映による対象経費の増減額のうち対象経費の 1.5%を超える分について、指定管理料に反映させて負担の調整を図る。また、当該増減額が対象経費の 1.5%の範囲内に収まる場合は、指定管理料による調整は行わない。（対象経費が増加する場合は、指定管理者の実質的な負担が増え、対象経費が減少する場合は、指定管理者の実質的な負担が減る）。

《イメージ図：増額の場合》

$$\text{賃金スライド額} = \left[\begin{array}{c} \text{【増減額】} \\ \text{(対象経費} \times \text{賃金スライド割合} \times \text{)} - \text{対象経費} \\ \text{※前年度までの賃金水準変動率を反映した変動割合} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{【指定管理者負担分】} \\ \text{基準となる対象経費} \times 1.5\% \end{array} \right]$$

《イメージ図：減額の場合》

$$\text{賃金スライド額} = \left[\begin{array}{c} \text{【増減額】} \\ \text{(対象経費} \times \text{賃金スライド割合} \times \text{)} - \text{対象経費} \\ \text{※前年度までの賃金水準変動率を反映した変動割合} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{【指定管理料補償分】} \\ \text{基準となる対象経費} \times \blacktriangle 1.5\% \end{array} \right]$$

《賃金スライド額の算出手順》

- ① 指定期間の1年目から前年度までに公表された指標に基づく各年度の「賃金水準変動率」を用いて、当該年度の指定管理料に係る「賃金スライド割合」を算出する。
 - ② 「基準となる対象経費」に「賃金スライド割合」を乗じて、「賃金水準変動率反映後の対象経費」を算出する。
 - ③ 「賃金水準変動率反映後の対象経費」から「基準となる対象経費」を差し引いて、「基準となる対象経費の増減額」を算出する。
 - ④ 「基準となる対象経費の増減額」から「基準となる対象経費」に1.5%を乗じて得た金額を控除した金額を「賃金スライド額」とする（1,000円未満切り捨て）。
-
- 「基準となる対象経費」⇒ 提案時の指定管理料における人件費の対象経費
 - 「賃金水準変動率反映後の対象経費」⇒ 「基準となる対象経費」に「賃金スライド割合」を乗じた対象経費

(案)

<年度協定書>

【施設名】

目 次

第 1 条	(年度協定の目的)	1
第 2 条	(令和 年度の業務内容)	1
第 3 条	(令和 年度の指定管理料)	1
第 4 条	(令和 年度の納付金)	1
第 5 条	(疑義等の決定)	2

- ・ 納付金が発生する施設は第 3 条を削除してください。
- ・ 納付金が発生しない施設は第 4 条を削除してください。

【施設名】の管理及び運営に関する年度協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と【相手方名】（以下「乙」という。）は、令和○年○月○日に、【施設名】（以下「【施設略称】」という。）の管理及び運営に関して締結した【施設名】の管理及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、【施設名】の管理及び運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、【施設略称】の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び指定管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和○年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和○年度の業務内容は、基本協定書及び年度事業計画書に定めるとおりとする。

納付金が発生する施設は第3条を削除してください。

（令和○年度の指定管理料）

第3条 乙が甲から受領すべき令和○年度の指定管理料は、金○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の指定管理料は、毎月末、金○○○○円を乙に支払うものとする。

3 第1項に定める指定管理料のうち、電気使用料金は下表「(ア) 市が示す値」、「(イ) 実績」及び「(ウ) 精算の考え方」に基づき精算を、ガス使用料金は下表「(エ) 市が示す値」、「(オ) 実績」及び「(カ) 精算の考え方」に基づき精算を行うものとする。ただし、算出された精算額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

電 気 使 用 料 金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWh あたりの設定単価【A】：●●円
	市 が 示 す 値	市が設定した年間電気使用量【B】：●●●, ●●●kWh 収支予算書に計上した電気使用料金【C】＝【A】×【B】＝●, ●●●, ●●●円 精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】＝【B】× 1.05＝●●●, ●●●kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】＝【B】× 0.95＝●●●, ●●●kWh
	(イ)	令和○年度中の年間電気使用量実績【α】(kWh) 令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】(円) 令和○年度中の電気使用量 1kWh あたりの平均単価【γ】＝【β】／【α】(円)
	(ウ)	- 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】を超えた場合、【U¹】までを精算対象とする。 精算額＝【C】－（【γ】×【U¹】） - 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】から精算の下限とする年間電気使用量【L¹】の範囲内の場合、令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 精算額＝【C】－【β】 - 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L¹】を下回った場合、【L¹】までを精算対象とする。 精算額＝【C】－（【γ】×【L¹】） ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。

ガ ス 使 用 料 金	(エ)	市が設定したガス使用量 1 m ³ あたりの設定単価【D】: ●●●円
	市 が 示 す 値	市が設定した年間ガス使用量【E】: ●●, ●●●m ³ 収支予算書に計上したガス使用料金【F】 = 【D】 × 【E】 = ●, ●●●, ●●●円 精算の上限とする年間ガス使用量【U ² 】 = 【E】 × 1.05 = ●●, ●●●m ³ 精算の下限とする年間ガス使用量【L ² 】 = 【E】 × 0.95 = ●●, ●●●m ³
	(オ)	令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】(m ³)
	実 績	令和○年度中の年間ガス使用料金実績【λ】(円) 令和○年度中のガス使用量 1 m ³ あたりの平均単価【ω】 = 【λ】 / 【δ】(円)
	(カ)	- 令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の上限とする年間ガス使用量【U²】を超えた場合、【U²】までを精算対象とする。 精算額 = 【F】 - (【ω】 × 【U²]) - 令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の上限とする年間ガス使用量【U²】から精算の下限とする年間ガス使用量【L²】の範囲内の場合、令和○年度中の年間ガス使用料金実績【λ】を精算対象とする。 精算額 = 【F】 - 【λ】 - 令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の下限とする年間ガス使用量【L²】を下回った場合、【L²】までを精算対象とする。 精算額 = 【F】 - (【ω】 × 【L²]) ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。

(令和○年度の納付金)

納付金が発生しない施設は第4条を削除してください。

第4条 甲が乙から受領すべき令和○年度の納付金は金○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の納付金は、毎月末、金○○○○円を甲に支払うものとする。

(疑義等の決定)

第5条 年度協定に定めのない事項については、基本協定書及び年度事業計画書によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

年度協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（地方公共団体）

所在地 〇〇

名 称 〇〇市

代表者 〇〇

印

（〇〇部〇〇課取扱い）

乙（指定管理者）

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇

印